日米欧における希少疾病用医薬品の開発促進制度の概要

	日本	米国	EU
根拠法令	薬事法第 77 条の 2	Orphan Drug Act	Regulation (EC) No.141/2000
[施行年]	施行規則第 250 条、251 条	21 CFR Part 316 (Orphan Drugs)	Regulation (EC) No.847/2000
	[1993年]	[1983年]	[2000 年]
指定の条件	1. 国内の対象患者数 5 万人未満	1-1. 国内の対象患者数 20 万人未満	1-1.生命を脅かす又は慢性衰弱的な疾病
	かつ	(ワクチン、診断薬、予防薬の場合は、	の治療、予防又は診断を目的とするも
	2. その用途に関し特に優れた使用価値	国内の投与予想者数が 20 万人/年未満)	のであって、EU 内での対象患者数
	を有することとなる医薬品	あるいは	10,000 人当たり 5 人以下
	(医療上の必要性が高く、開発の可能性	1-2. 当該医薬品の開発及び製造に要する	あるいは
	がある)	費用の十分な回収ができない医薬品	1-2. 生命を脅かす、重度に衰弱的又は慢性
			で重篤な疾病の治療、予防又は診断を
			目的とするものであり、その開発に必
			要となる費用の十分な回収ができな
			い医薬品であって、当該疾病の治療、
			予防又は診断のための満足する方法
			がない、あるいは方法がある場合でも
			当該医薬品により著しい便益が提供
			される
市場独占期間	10年(通常の新薬は8年)	7年(通常の新薬は5年)	10年(通常の新薬は8年(データ保護)+
	[再審査期間として]		2年(市場保護))
経済的措置	治験相談及び審査手数料の減額	● 審査手数料等の減額	審査手数料等の免除(中小企業に限
	● 試験研究費への助成金交付	● 試験研究費への助成金交付	る)又は減額
	● 試験研究費に対する税制措置	● 試験研究費に対する税制措置	試験研究費への助成金交付
	● 薬価への加算(市場性加算)		
その他優遇措置	優先的な対面助言及び審査		● プロトコル支援
			● 中央審査